

広電ジュニアステップアップスクール利用規約

この会員規約（以下「本規約」という。）は、株式会社ヒロデンプラザが運営を行う広電ゴルフ（以下「当練習場」という。）が提供する広電ジュニアステップアップスクール（以下「本教室」という。）の利用条件を定めたものです。本教室にお申込みをいただく方（以下「申込者」という。）ならびに本教室を利用される生徒の皆様（以下「会員」という。）およびその保護者の方々（以下「保護者」という。）は、当教室へのお申込みの前に本規約をよくお読みいただき、本規約にご同意いただく必要があります。

第1条（名称および所在地）

本教室は「広電ジュニアステップアップスクール」と称し、当練習場の所在地は広島県広島市東区東山町 12-1 となります。

第2条（運営）

本教室の運営・管理（会員資格の得喪及び変更、月謝の収受（以下、「月謝」という。）、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は当練習場が行います。

第3条（目的）

本教室は、ゴルフを通じてジュニア世代の健全な心身の育成およびゴルフ技術の向上を目的とします。

第4条（入会に際しての確認事項）

本教室への申込者は、次の各項目をすべて満たすことを確認します。また当練習場は、申込者からの入会の申込みについて、以下の確認事項を満たさず、入会を認めることが適当でないと判断する場合、これを認めないことができます。

1. 本教室の趣旨及び運営方法並びに本規約、広電ゴルフ利用規約及びその他に記載される注意事項を遵守できること。
2. 健康状態の異常等により、医師等に運動を制限されていないこと。
3. 未成年者が会員になろうとするときは、親権者の同意があること。
4. その他、当練習場が会員として不適当であると認めた者でないこと。
5. 会員は小学生以上、高校3年生卒業年の3月末日までとします。ただし、定時制高校など4年制の高校に在学する場合、希望者は満19歳誕生日前日まで延長が可能です。

第5条（指導日時）

会員は教室ごとに定められた曜日・時間にレッスンを受けるものとします。

開講日は当練習場が定めるスケジュールによるものとします。

第6条（レッスン内容）

本教室は、各教室の会員の種類、到達度に応じたレッスン要項および細目を設定します。レッスン要項および細目に基づく個別具体的指導方法は、インストラクターが決定します。

第7条（月謝の支払い）

- (1) 月謝の支払期限及び支払方法等は本教室が定めます。また継続的に発生する月謝等、会員が教室の会員資格を有する限り、現実に本教室を利用しない場合も該当する支払期日において支払義務が発生します。
- (2) 月謝の支払期日は前月の25日までとし、直接当練習場のフロントで現金にて支払うものとします。
- (3) 当練習場は、会員が負担すべき月謝について、その支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払完了に至るまでの間、年14.6%の遅延損害金を請求することができます。
- (4) 当練習場は、前3項の金員を回収するため、訴訟提起等法律で定める手続きを実施することがあります。

第8条（退会）

会員は、所属する各教室にて所定の方法で届け出（退会届の提出）、これを当練習場が受理することによって、本教室を退会することができます。この場合、当練習場に受理をされた月の当月末日をもって退会となります。その意思表示の際に、当該会員に未払いの会費等がある場合、当練習場は、その届け出を受理せず事前に未払いの会費等の支払いを求めることができます。なお、当練習場が退会届を受領しても、未払いの会費の支払義務を免除するものではありません。

第9条（規則の遵守および管理責任）

会員は、本教室が定める本規約その他の注意事項を守ることを確認します。また本教室の運営についての当練習場および会員の責任の範囲は以下の通りです。

- (1) 当練習場は、会員が施設の利用に際して生じた負傷・発病等により会員が受けた損害について、当練習場に故意・または重大な過失がある場合を除き、その損害に対する責任を負わないものとします。
- (2) 会員は自己の責任に帰すべき原因により、当練習場または第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさねばなりません。

第10条（会員資格の喪失）

当練習場は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の除名をすることができます。

1. 本教室の定める月謝を滞納したとき。（会員資格の除名をもって、未払いの月謝等についてこれを免除するものではありません。）
2. 本教室の施設を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他当練習場が定める規則に違反したとき。
4. 当練習場または本教室の名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 当練習場の合理的な指示・指導に従わないとき。
9. 反社会的勢力との関係を有することが判明したとき。
10. その他当練習場が、社会通念に照らし、本教室会員としてふさわしくないと認めたとき。

第11条（レッスン運営）

各教室は基本的に当練習場が指定したインストラクターによりレッスンを行います。インストラクターの急病や不慮の事故・悪天候などの止むを得ない事由により、レッスンが休講になる場合があります。当練習場の責による休講の場合は振替レッスンを行います。振替レッスン不参加による分の返金はいたしかねます。

第12条（傷害事故）

- (1) レッスン中の傷害について、ゴルファー保険の対象範囲内のみで対応いたします。
- (2) むちうちや関節痛などの医学的他覚所見がないものは、ゴルファー保険の対象とならない場合があります。
- (3) レッスン中、インストラクターの指示に従わない行動、またレッスン時間外の自主練習や遊びの中での事故の責任は負いかねます。
- (4) 本教室での事故および怪我は、発生日より3日以内に当練習場まで報告が無い場合、保障の対象となりません。

第13条（料金の変更）

当練習場は、本規約に基づいて会員が負担すべき会費等を社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本教室は改定日の1ヶ月前までに施設内への掲示または配布資料および当練習場のホームページにて会員に告知するものとします。

第14条（施設の休館日・閉鎖・変更）

本教室は、原則として開校日をホームページに掲載します。また、休館日および季節休業

のほか、諸施設の補修、会場整備、イベント開催、その他本教室の都合により休業や開催時間や施設の変更をすることがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに、施設内への掲示または配布資料および当練習場のホームページにて告知します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。当練習場は次の場合、教室施設の全部または一部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 気象・災害・その他の理由により、本教室の業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改善または補修工事実施のとき。
3. 地方公共団体もしくは、これに類する団体の主催する行事に参加するとき。
4. 本教室が企画し、実施する諸活動を行うとき。
5. 経営上、重大な理由があるとき。
6. 施設の賃貸契約終了に伴い、同開催場所での営業継続ができないとき。

第 15 条（プライバシーポリシー）

本教室の個人情報保護に関する基本方針及び個人情報の取扱いについては、別途定める「個人情報保護方針」<https://www.hirodenplaza.co.jp/privacy/>に記載のとおりとします。

第 16 条（撮影及び投稿・肖像権）

- (1) 当練習場は、本教室が開催するイベントやレッスン受講中の会員・風景等を撮影した写真・動画について、会員・保護者の合意を得ずに、教室の告知資料やホームページ、販促活動等において使用することができるものとします。
- (2) 当練習場は、会員および保護者に対し、会員および施設の撮影並びにインターネットおよび雑誌等への情報公開に関する次の行為を禁じます。
 1. 本教室の業務遂行に支障を生じる態様で施設内を撮影する行為。
 2. 各教室・各施設の撮影規則に反する行為。
 3. ブログ・フェイスブック・X 等の SNS 上の書き込み、新聞・雑誌等への投稿により、他の会員・会員の保護者等の情報を公開し その肖像権又はプライバシー権等を侵害する行為。

第 17 条（附則）

本規約の改定および変更は当練習場によってのみ為されるものとし、その効力は当該改定および変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。なお、当練習場が本規約の改定および変更を行うときは改定日の原則 2 週間前までにその内容を施設内への掲示および練習場のホームページにて会員に告知するものとします。

本規約は、2026 年 4 月 1 日より施行します。